

貸借対照表
(平成21年3月31日現在)

(単位：億円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	22,243
①生活インフラ・国土保全	63,038	(2) 長期未払金	
②教育	17,631	①物件の購入等	252
③福祉	1,697	②債務保証又は損失補償	0
④環境衛生	4,780	③その他	0
⑤産業振興	639	長期未払金計	252
⑥消防	615	(3) 退職手当引当金	1,735
⑦総務	1,697	(4) 損失補償等引当金	3,236
有形固定資産合計	90,097	固定負債合計	27,467
(2) 売却可能資産	323		
公共資産合計	90,420		
2 投資等		2 流動負債	
(1) 投資及び出資金		(1) 翌年度償還予定地方債	1,856
①投資及び出資金	5,162	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0
②投資損失引当金	△ 83	(3) 未払金	188
投資及び出資金計	5,080	(4) 翌年度支払予定退職手当	258
(2) 貸付金	1,133	(5) 賞与引当金	113
(3) 基金等		流動負債合計	2,414
①退職手当目的基金	0		
②その他特定目的基金	261	負債合計	29,881
③土地開発基金	1,244		
④その他定額運用基金	0		
⑤退職手当組合積立金	0		
基金等計	1,505		
(4) 長期延滞債権	142	【純資産の部】	
(5) 回収不能見込額	△ 39	1 公共資産等整備国県補助金等	9,033
投資等合計	7,821	2 公共資産等整備一般財源等	71,604
3 流動資産		3 その他一般財源等	△ 10,768
(1) 現金預金		4 資産評価差額	4
①財政調整基金	183		
②減債基金	490	純資産合計	69,873
③歳計現金	734		
現金預金計	1,407		
(2) 未収金		負債・純資産合計	99,754
①地方税	95		
②その他	20		
③回収不能見込額	△ 9		
未収金計	107		
流動資産合計	1,514		
資産合計	99,754		

※ 1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

①生活インフラ・国土保全	5,417 億円
②教育	218 億円
③福祉	1,608 億円
④環境衛生	277 億円
⑤産業振興	272 億円
⑥消防	0 億円
⑦総務	19 億円
計	7,812 億円

上の支出金に充当された財源

①国県補助金等	1,072 億円
②地方債	1,968 億円
③一般財源等	4,771 億円
計	7,812 億円

※ 2 債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	154 億円
②債務保証又は損失補償	48,365 億円
(うち共同発行地方債に係るもの)	46,120 億円)
③その他	0 億円

※ 3 地方債残高（翌年度償還予定額を含む）のうち14,084億円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※ 4 普通会計の将来負担に関する情報

項目	金額	[内訳]	
		負債計上 【(翌年度償還予定)地方債・(長期)未払金・引当金】	注記 【契約債務・偶発債務】
普通会計の将来負担額	39,841 億円		
[内訳] 普通会計地方債残高	24,351 億円	24,351 億円	
債務負担行為支出予定額	101 億円	2 億円	99 億円
公営事業地方債負担見込額	10,093 億円		10,093 億円
一部事務組合等地方債負担見込額	55 億円		55 億円
退職手当負担見込額	1,993 億円	1,993 億円	
第三セクター等債務負担見込額	3,236 億円	3,236 億円	0 億円
連結実質赤字額	0 億円		0 億円
一部事務組合等実質赤字負担額	12 億円		12 億円
基金等将来負担軽減資産	22,224 億円		
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	821 億円		
地方債償還額等充当歳入見込額	7,319 億円		
地方債償還額等充当交付税見込額	14,084 億円		
(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債	17,617 億円		

※ 5 有形固定資産のうち、土地は27,748億円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は23,449億円です。

参考 貸借対照表(バランスシート) 用語解説

■有形固定資産

行政サービスを提供するために有している資産。生活インフラ・国土保全、教育、福祉などの行政目的別に分類して表示。

■売却可能資産

普通財産のうち、現に公用または公共用に供されていない土地(処分予定地)や建物など。

■投資及び出資金

公営企業会計への出資金や、民間企業の株式・債券及び財団法人への出えん金など。

■投資損失引当金

将来発生する可能性のある投資損失の見込額。

■長期滞納債権

市税や貸付金・使用料などの収益で収入されていないもののうち、1年以上経過したもの。

■回収不能見込額

市税や貸付金・使用料等の収入未済額のうち、時効等により将来回収不能と見込まれる金額。

■未収金

市税や貸付金・使用料等の収入未済額のうち、過去1年以内に発生した金額。

■固定負債

返済期日が1年を超える債務など。

■長期未払金

複数年度にまたがる事業で、契約などにより後年度の支払いがすでに確定しているもののうち、翌年度以降支払額。

■退職手当引当金

将来発生すると思われる退職手当見込額を負債計上したもの。

■損失補償等引当金

将来発生する可能性のある第3セクター等に対する損失補償等の負担見込額。

■流動負債

返済期日が1年以内の債務。

■未払金

複数年度にまたがる事業で、契約などにより後年度の支払いが既に確定しているもののうち、当年度支払分など。

行政コスト計算書

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

【経常行政コスト】

(単位：億円)

		総額	(構成比率)	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他行政コスト
1	(1)人件費	1,719	16.2%	177	235	252	272	29	256	474	22	/	/	0
	(2)退職手当引当金繰入等	196	1.8%	19	28	35	38	4	35	37	1	/	/	0
	(3)賞与引当金繰入額	113	1.1%	9	16	17	18	2	17	32	1	/	/	0
	小計	2,028	19.1%	205	279	304	328	35	309	543	24	/	/	0
2	(1)物件費	1,341	12.6%	243	381	190	240	18	37	219	2	/	/	9
	(2)維持補修費	127	1.2%	88	36	1	3	0	0	0	0	/	/	0
	(3)減価償却費	1,382	13.0%	820	268	44	180	14	26	30	/	/	/	0
	小計	2,850	26.8%	1,151	686	235	423	32	63	249	2	/	/	9
3	(1)社会保障給付	2,405	22.7%	/	22	2,342	41	/	/	/	/	/	/	0
	(2)補助金等	691	6.5%	25	203	185	39	141	10	89	0	/	/	0
	(3)他会計等への支出額	1,728	16.3%	617	0	762	139	19	0	12	/	/	/	180
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	433	4.1%	218	2	152	15	43	0	2	/	/	/	0
	小計	5,257	49.5%	859	227	3,441	234	203	10	103	0	/	/	180
4	(1)支払利息	451	4.3%	/	/	/	/	/	/	/	/	451	/	0
	(2)回収不能見込計上額	30	0.3%	/	/	/	/	/	/	/	/	/	30	0
	(3)その他行政コスト	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0
	小計	481	4.5%	0	0	0	0	0	0	0	0	451	30	0
経常行政コスト a		10,616	/	2,215	1,191	3,979	985	271	382	895	27	451	30	189
(構成比率)		/	/	20.9%	11.2%	37.5%	9.3%	2.6%	3.6%	8.4%	0.3%	4.3%	0.3%	1.8%

【経常収益】

														一般財源 振替額	
1	使用料・手数料 b	484	/	117	9	41	66	0	2	11	0	0	/	0	238
2	分担金・負担金・寄附金 c	128	/	11	1	106	△ 2	0	0	2	0	0	/	7	2
経常収益合計 (b + c) d		611	/	128	10	147	63	0	2	13	0	0	/	7	240
d/a		5.76%	/	5.8%	0.8%	3.7%	6.4%	0.1%	0.5%	1.5%	0.0%	0.0%	/	3.8%	/
(差引)純経常行政コスト a-d		10,004	/	2,087	1,181	3,833	922	271	380	882	27	451	30	182	△ 240

参考 行政コスト計算書 用語解説

■人件費

決算統計の人件費から当該年度の退職手当支払額を除き、当該年度の事業費支弁人件費（建設事業等に従事した職員の給与）を加えた額。

■退職手当引当金繰入額

当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた分に相当する額（将来支払ことになる退職金のうち、当該年度の人件費に対応して生じる分をコストとして把握）。

■賞与引当金繰入額

将来発生するであろう期末勤勉手当見込額を負債計上したもの。翌年度6月支給分の支給対象期間の12月から翌年5月までのうち、12月から翌年3月までの4ヶ月分を算定。

■物件費

消耗品費、光熱水費、印刷製本費、業務委託費、使用料及び賃借料、備品購入などの経費。

■維持補修費

市が管理する公共用施設等の維持修繕に要する経費。

■減価償却費

有形固定資産の使用に係る負担を当該年度の経費に反映させるため、有形固定資産の取得価格を使用可能年数（耐用年数）で割った額。

■社会保障給付

生活保護や医療費助成などの扶助費。

■補助金等

公共資産整備補助金を除く、補助金及び負担金など。

■他会計等への支出額

他会計への繰出金。

■他団体への公共資産整備補助金等

他団体への公共資産整備に対する補助金及び負担金など。

■支払利息

地方債利子償還額や一時借入金利子分など。

■その他行政コスト

失業対策事業費やその他のコスト。

純資産変動計算書(億円)

純資産変動計算書

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

(単位:億円)

	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	68,756	8,994	68,691	△ 8,929	0
純経常行政コスト	△ 10,004			△ 10,004	
一般財源					
地方税	7,319			7,319	
地方交付税	11			11	
その他行政コスト充当財源	1,070			1,070	
補助金等受入	2,488	233		2,255	
臨時損益					
公共資産除売却損益	68			68	
投資損失	△ 84			△ 84	
損失補償等引当金戻入	110			110	
科目振替					
公共資産整備への財源投入			871	△ 871	
公共資産処分による財源増		0	△ 37	37	0
貸付金・出資金等への財源投入			1,235	△ 1,235	
貸付金・出資金等の回収等による財源増		0	△ 1,328	1,328	
減価償却による財源増		△ 194	△ 1,187	1,382	
地方債償還に伴う財源振替			3,359	△ 3,359	
資産評価替えによる変動額	4				4
無償受贈資産受入	0				0
その他	134			134	
期末純資産残高	69,873	9,033	71,604	△ 10,768	4

資金収支計算書

〔 自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日 〕

(単位:億円)

1 経 常 的 収 支 の 部	
人件費	2,113
物件費	1,341
社会保障給付	2,405
補助金等	691
支払利息	451
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	959
その他支出	127
支 出 合 計	8,087
地方税	7,295
地方交付税	11
国県補助金等	2,197
使用料・手数料	483
分担金・負担金・寄附金	111
諸収入	250
地方債発行額	508
基金取崩額	157
その他収入	765
収 入 合 計	11,777
経 常 的 収 支 額	3,690

2 公 共 資 産 整 備 収 支 の 部	
公共資産整備支出	1,524
公共資産整備補助金等支出	433
他会計等への建設費充当財源繰出支出	154
支 出 合 計	2,111
国県補助金等	291
地方債発行額	677
基金取崩額	48
その他収入	39
収 入 合 計	1,055
公 共 資 産 整 備 収 支 額	△ 1,057

3 投 資 ・ 財 務 的 収 支 の 部	
投資及び出資金	21
貸付金	1,168
基金積立額	48
定額運用基金への繰出支出	46
他会計等への公債費充当財源繰出支出	722
地方債償還額	1,431
支 出 合 計	3,436
国県補助金等	0
貸付金回収額	1,113
基金取崩額	18
地方債発行額	115
公共資産等売却収入	106
その他収入	27
収 入 合 計	1,379
投 資 ・ 財 務 的 収 支 額	△ 2,058

当年度歳計現金増減額	575
期首歳計現金残高	159
期末歳計現金残高	734

※1 一時借入金に関する情報

- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
- ② 平成20年度における一時借入金の借入限度額は1,900億円です。
- ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は8億円です。

※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

収入総額		14,210 億円
地方債発行額	△	1,299
財政調整基金等取崩額	△	91
支出総額	△	13,635
地方債元利償還額		1,875
財政調整基金等積立額(減債も)		24
基礎的財政収支		1,084 億円

第 部 事業別・施設別行政コスト計算書

1 事業別・施設別行政コスト計算書

これまで見てきた普通会計などの「行政コスト計算書」は、横浜市の行政活動にかかる費用の全体像を示していますが、事業別・施設別の費用についても同様の手法で把握することができます。そこで、市民の皆さまに身近な事業や施設などについて、行政コスト分析を行います。

事業別・施設別行政コスト計算書の作成目的

事業・施設ごとに要する人件費等を含めたコストを明らかにする。

事業・施設にかかる市民の受益と負担との関係や、市民税等の一般財源の充当状況を明らかにする。

サービスがどのような収入で賄われているかを把握し、サービスの費用と収益の関係を示す。

利用者 1 人あたりのコストなど、事業・施設の単位コストを明らかにする。

現金収支のほか、現金収支を伴わないコスト(退職給与引当金繰入や減価償却費)を算定することによって、現金収支だけでは見えない隠れたコストの把握が可能となる。

横浜市の行政活動の全体的な財務諸表に加えて、事業別・施設別行政コスト計算書を市民の皆さまに情報提供することにより、皆さまの市政に対する理解を深めていただくとともに、職員のコスト意識を向上させ、より効率的・効果的な事業の執行に努めてまいります。

目 次

1・保育所の運営（認可保育所のみ）	72
2・放課後キッズクラブ事業	74
3・放置自転車等対策事業	76
4・クリーンアップ事業	78
5・不法投棄防止対策事業	80
6・図書取次サービス事業（青葉区、旭区、戸塚区）	82
7・訪問理美容サービス事業	84
8・コミュニティハウスの管理運営	86
9・地区センターの管理運営	88
10・磯子スポーツセンターの管理運営	90
11・泉公会堂の管理運営	92
12・野島公園の管理運営	94
13・税金の徴収	96

(1) 保育所の運営（認可保育所のみ）

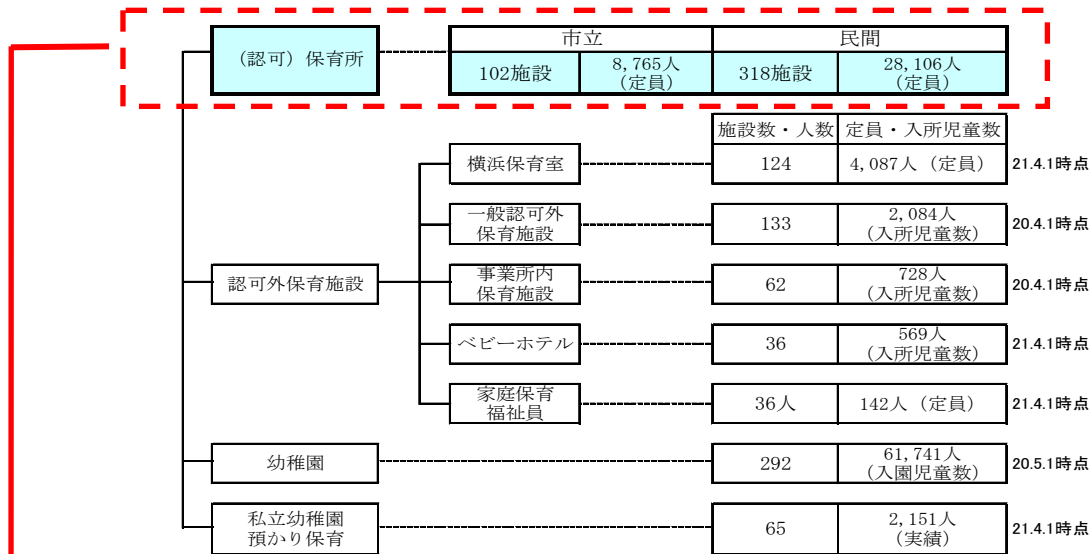


保育所は、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法 39 条に基づく保育施設です。

横浜市には、21 年度時点で 420 か所の認可保育所があり、認可保育所で受け入れきれない保育ニーズに対応するため、横浜保育室への運営費助成等の様々な施策を行っています。

【参考データ】

■横浜市の保育資源の種類（コスト計算の対象範囲は、認可保育所のみとしています。）



■認可保育所（市立・私立）の状況 ※各項目は4月1日時点の数値です。

	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	差引 (21-16増減)
認可施設数	420か所	402か所	383か所	368か所	327か所	289か所	131か所
定員数	36,871人	35,582人	33,944人	32,994人	29,888人	26,689人	10,182人
入所児童数	36,652人	34,249人	33,442人	31,971人	29,264人	26,306人	10,346人
待機児童数	1,290人	707人	576人	353人	643人	1,190人	100人

17年度は、3,106人の定員増を行った結果、18年度の待機児童数は353人にまで減少しましたが、近年は女性の就労意欲の高まり等で入所申込率が高まった結果、待機児童数は増加傾向にあります。



●平成20年度にかかったコスト●

■ 保育所運営事業全体のコスト	629億 7,368万円
■ 入所児童1人あたりのコスト	173万 4,143円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	10,453円

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約27億9,700万円増加**しています。この主な理由としては、認可保育所数が383か所から402か所と19施設増加したことによる**扶助費の増加**によるものです。その他には、保育士等の増員による**人件費の増加**が挙げられます。

20年度の利用者負担である**使用料・手数料等**と国や県の補助金等である**国・県支出金**は、19年度と比較して合計で**約8億3,800万円増加**しています。これは入所児童数の増加による、運営費収入の増加と国が負担する国庫負担金の増加によるものです。

20年度の行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、入所児童数の増加により、19年度と比較して**約19億5,900万円増加**し、投入割合は、**0.5ポイント増**となっています。

20年度の入所児童1人あたりの行政コストは、19年度と比較して**12,457円増加**し、**173万4,143円**かかっています。

また、**市民1人あたりの市税等の投入額**も、若干増加し、**10,453円**となっています。

行政コスト計算書 < 保育所の運営 >

(単位:千円)					
	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	11,740,205	11,574,088	166,117	保育士等の増員による人件費の増
	(2) 退職給与引当金繰入等	1,258,577	1,200,463	58,114	保育士等の増員による増
	人にかかるコスト 小計	12,998,783	12,774,551	224,231	
2	(1) 物件費	4,293,018	4,488,531	195,513	市立保育所の民間移管による賃金、委託料等の減
	(2) 維持補修費	72,319	94,040	21,721	市立保育所の民間移管による修繕費の減
	(3) 減価償却費	0	0	0	
	物にかかるコスト 小計	4,365,337	4,582,571	217,234	
3	(1) 扶助費	45,555,944	42,775,804	2,780,140	施設数の増加に伴う扶助費の増
	(2) 補助費等	32,234	21,517	10,717	病時保育施設の増設による増
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	45,588,178	42,797,321	2,790,857	
4	その他のコスト 小計	21,386	21,925	539	
	行政コスト a	62,973,684	60,176,368	2,797,315	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	17,285,570	17,087,771	197,799	児童数の増による収入の増
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	7,995,010	7,354,360	640,650	児童数の増による収入の増
3	一般財源(市税等) b	37,693,104	35,734,237	1,958,866	
	市税等の投入割合 b/a	59.9%	59.4%	0.5%	
	入所児童数(人) c	36,314	34,952	1,362	
	入所児童1人あたりの行政コスト(円) a/c	1,734,143	1,721,686	12,457	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	10,453	9,966	487.5	

(2) 放課後キッズクラブ事業



横浜市では、すべての子どもたちを対象にして、小学校の空き教室などを使い、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供しています。

原則として、実施する小学校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童を対象としています。

常勤の「主任指導員」と「指導員」の2人に加えて、非常勤の「補助指導員」を、参加する児童数等に応じて配置しています。

【参考データ】

■放課後キッズクラブ実績

	20年度	19年度	(20-19増減)
設置か所数	64か所	48か所	16か所
登録児童数	19,276人	13,372人	5,904人
登録率	52.9%	51.9%	1.0%
参加児童延数	763,910人	553,700人	210,210人

■活動時間

月曜日～金曜日：授業終了後～午後7時

土曜日、学校休業日、長期休業日（春・夏・秋・冬休み）：午前8時30分～午後7時

■放課後キッズクラブ参加料等

参加料 午後5時まで：無料 午後5時以降：月額5,000円、1回800円

（市民税非課税世帯の場合、所定の手続きにより月額参加料が半額になります。）

傷害見舞金制度負担金：年額500円 おやつ代：実費相当額

放課後キッズクラブでは、【静かに過ごす部屋】と【元気に遊べる部屋】の2部屋を使って活動しています。

その他にも、体育館・校庭や学校外で活動したり、地域の人たちや保護者といっしょに作業をすることもあります。



●平成20年度にかかったコスト●

■ 放課後キッズクラブ事業全体のコスト	7億4,466万円
■ 参加児童1人あたりのコスト	975円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	161円

20年度の行政コストは、約7億4,500万円となりました。19年度と比較して約1億8,000万円増加しています。これは、入札執行額の減により運営管理委託料が減少したものの、**設置か所数が16か所増えたことに伴う補助金の増加**が減少額を上回ったためによることです。

20年度の国・県からの補助金は、国・県支出金の対象か所数が増えたことに伴い、19年度と比較して約5,000万円増加しています。

20年度の行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して約1億2,900万円増加しました。一方、行政コストの伸び率が一般財源（市税等）の投入額の伸び率よりも高かったため、市税等の投入割合は、**1.8ポイント減**となりました。

上記の結果、20年度の参加児童1人あたりのコストは、19年度と比較して45円減少し、975円となっています。一方、一般財源（市税等）の投入額の伸び率が、住民基本台帳人口の伸び率よりも高かったため、**市民1人あたりの市税等の投入額**は、35円増加の161円となりました。

行政コスト計算書 <放課後キッズクラブ事業>

		(単位:千円)			
		20年度	19年度	差引 (20-19)	説明
1	(1)人件費	42,178	41,990	188	
	(2)退職給与引当金繰入等	4,547	4,372	175	
	人にかかるコスト 小計	46,725	46,362	363	
2	(1)物件費	26,072	28,956	2,884	運営管理委託料の減
	(2)維持補修費	1,138	1,493	355	
	(3)減価償却費	0	0	0	
	物にかかるコスト 小計	27,210	30,449	3,239	
3	(1)扶助費	0	0	0	
	(2)補助費等	670,724	488,048	182,676	設置か所数の増加による補助費等の増
	(3)繰出金	0	0	0	
	(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支的コスト 小計	670,724	488,048	182,676	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	744,659	564,859	179,800	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	0	0	0	
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	164,769	114,463	50,306	補助金対象か所数の増
3	一般財源(市税等) b	579,890	450,396	129,494	
	市税等の投入割合 b/a	77.9%	79.7%	1.8%	
	参加児童数(人) c	763,910	553,700	210,210	
	1人あたりの行政コスト(円) a/c	975	1,020	45	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	160.8	125.6	35.2	

(3) 放置自転車等対策事業



横浜市では、駅周辺の歩行者の通行、安全確保を図るため、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、市内 137 駅のうち 111 駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、広報啓発するとともに、区域内での放置自転車等の移動、保管・返還を実施しています。

また、放置自転車の多い駅周辺で、監視員を配置し指導啓発を行うことにより、総放置台数の抑制を図っています。

【参考データ】

放置自転車、バイクの移動及び返還台数

	自転車		バイク		合計	
	移動	返還	移動	返還	移動	返還
16年度	112,482台	66,169台	19,410台	18,776台	131,892台	84,945台
17年度	110,970台	67,363台	16,549台	15,939台	127,519台	83,302台
18年度	100,997台	61,398台	12,425台	11,952台	113,422台	73,350台
19年度	96,123台	59,638台	9,799台	9,350台	105,922台	68,988台
20年度	84,018台	52,634台	6,865台	6,501台	90,883台	59,135台
(20-16増減)	28,464台	13,535台	12,545台	12,275台	41,009台	25,810台

放置自転車等移動料（自転車等を移動した際に、利用者から徴収する移動料）

自転車：1,500 円/台 バイク：3,000 円/台

横浜市では、自転車駐車を毎年着実に整備しています。

<参考> 自転車駐車場収容可能台数

16年度：84,786 台 20年度：93,657 台

また、区役所や地域・関係機関等と連携し、放置防止の啓発活動等に取り組んだ結果、16年度から20年度の自転車、バイクの移動台数は、合計で41,009台減少しています。



平成 20 年度にかかったコスト

放置自転車等対策事業全体のコスト	5 億 4,480 万円
自転車及びバイク 1 台あたりのコスト	5,995 円
市民 1 人あたりの市税等の投入額	122 円

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約2,240万円増加**しています。これは、

自転車の保管場所を移転したことに伴う委託料の増加

所有者の照会事務を効率的に行うため、神奈川県警で活用している自転車所有者システムを導入したことによる経費及びその運用経費の増加

放置禁止区域の変更（拡大）に伴い、自転車等放置禁止区域標識作製費の増加などによるものです。

20年度の放置自転車等移動料の収入である**使用料・手数料等**は、放置自転車等の移動台数の減少による返還台数の減に伴い、19年度と比較して**約1,520万円減少**しています。

20年度の行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して**約3,760万円増加**し、市税等の投入割合も、**3.8ポイント増**となりました。

上記の結果、**20年度の自転車1台あたりのコスト**は、19年度と比較して**1,063円増加**し、**5,995円**かかっています。

また、**市民1人あたりの市税等の投入額**もやや増加し、**122円**となっています。

行政コスト計算書 < 放置自転車等対策事業 >

(単位：千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明
1 (1) 人件費	28,242	28,043	199	
(2) 退職給与引当金繰入等	2,867	2,756	111	
人にかかるコスト 小計	31,109	30,799	310	
2 (1) 物件費	487,731	475,807	11,924	保管場所の移転等による委託料の増加
(2) 維持補修費	0	5	5	
(3) 減価償却費	0	0	0	
物にかかるコスト 小計	487,731	475,812	11,919	
3 (1) 扶助費	0	0	0	
(2) 補助費等	25	25	0	
(3) 繰出金	0	0	0	
(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
移転支出的なコスト 小計	25	25	0	
4 その他のコスト 小計	25,933	15,750	10,183	放置禁止区域の変更（拡大）に伴う、放置禁止区域標識作製費の増加
行政コスト a	544,798	522,386	22,412	

〔収入項目〕

1 使用料・手数料等	104,804	119,998	15,194	自転車等の移動台数の減
2 国・県支出金（国・県からの補助金等）	0	0	0	
3 一般財源（市税等） b	439,994	402,388	37,606	
市税等の投入割合 b/a	80.8%	77.0%	3.8%	
移動台数（台） c	90,883	105,922	15,039	
1台あたりのコスト（円） a/c	5,995	4,932	1,063	
年度末住民基本台帳人口（人） d	3,605,951	3,585,785	20,166	
1人あたりの市税等の投入額（円） b/d	122.0	112.2	9.8	

(4) クリーンアップ事業



横浜市では、“清潔で安全な街・ヨコハマ”の実現に向けて、「クリーンタウン横浜事業」を実施しています。

この事業には、喫煙禁止地区（横浜・MM21・関内）において、美化推進員による巡回指導や過料徴収を行う「ポイ捨て・喫煙禁止事業」や、今回行政コスト分析を行う、都心部（横浜・MM21・関内・山下元町・伊勢佐木野毛）等美化推進重点地区の歩道清掃・駅前広場清掃等を実施する「クリーンアップ事業」などが含まれます。

【参考データ】

「クリーンアップ事業」における歩道清掃・駅前広場清掃の状況（20年度）

	都心部	各区
重点地区数	5地区	20か所 (除く西・中区)
	横浜駅周辺地区	
	みなとみらい21地区	
	関内地区	各区主要駅周辺
	山下・元町地区	
	伊勢佐木・野毛地区	
合計面積	357ha	572ha



平成20年度にかかったコスト

クリーンアップ事業全体のコスト	1億2,052万円
廃棄物1キロあたりのコスト	1,067円
市民1人あたりの市税等の投入額	31円

「退職給与引当金繰入等」って??

『人にかかるコスト』に『退職給与引当金繰入等』といった項目があります。

あまり聞き慣れない言葉ですが、これは、当該年度に退職給与引当金として新たに繰り入れた分に相当する額(将来支払うことになる退職金のうち、当該年度の人件費に対応して生じる分をコストとして把握)になります。

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約1,030万円減少**しています。これは、主に清掃箇所を見直したことによる清掃面積の減に伴い、委託費が減少したことによるものです。

20年度のクリーンアップ事業における負担金収入などである**使用料・手数料等**は、清掃面積の減等に伴い、19年度と比較して**1万円減少**しています。

20年度の行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して**約1,030万円減少**し、市税等の投入割合も、**0.6ポイント減**となりました。

20年度の廃棄物1キロあたりにかかるコストは、廃棄物の量の減により、19年度と比較して**152円増加**し、**1,067円**かかっています。

一方、この事業に対する**市民1人あたりの市税等の投入額**は若干減少し、**31円**となっています。

行政コスト計算書 <クリーンアップ事業>

(単位:千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明
1 (1) 人件費	9,169	9,128	41	
(2) 退職給与引当金繰入等	989	950	39	
人にかかるコスト 小計	10,158	10,078	80	
2 (1) 物件費	110,361	120,750	10,389	清掃面積の減による委託費の減等
(2) 維持補修費	0	0	0	
(3) 減価償却費	0	0	0	
物にかかるコスト 小計	110,361	120,750	10,389	
3 (1) 扶助費	0	0	0	
(2) 補助費等	0	0	0	
(3) 繰出金	0	0	0	
(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
移転支出的なコスト 小計	0	0	0	
4 その他のコスト 小計	0	0	0	
行政コスト a	120,519	130,828	10,309	

〔収入項目〕

1 使用料・手数料等	9,575	9,585	10	
2 国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3 一般財源(市税等) b	110,944	121,243	10,299	
市税等の投入割合 b/a	92.1%	92.7%	0.6%	
廃棄物の量(キロ) c	113,000	143,000	30,000	
1キロあたりの行政コスト(円) a/c	1,067	915	152	
年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	30.8	33.8	3.0	

(5)不法投棄防止対策事業



横浜市では、不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールや警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。

なお、今回のコスト計算の対象外ですが、各区では地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や啓発活動を行っています。

【参考データ】

■不法投棄防止対策及び廃棄量実績

	実施項目	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度
不法投棄防止対策実績	夜間監視パトロールの実施	延べ250日	延べ330日	延べ300日	延べ610日	延べ600日
	警報装置の設置	4か所	1か所	0か所	2か所	0か所
	防止立て看板の作成	465枚	2,450枚	580枚	0枚	1,665枚
廃棄実績	※不法投棄処理	1,618トン	1,829トン	1,963トン	1,405トン	1,329トン
	河川清掃及び沿岸不法投棄処理	187トン	350トン	413トン	425トン	474トン

※処理実績については、大規模不法投棄物、放置自動車周辺ごみによる処理量を含みます。

不法投棄物（一部）	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度
廃タイヤ	4,801本	5,770本	7,199本	9,533本	10,901本
廃バッテリー	650個	1,050個	2,439個	3,312個	4,350個
廃消火器	773本	855本	791本	1,161本	1,718本

不法投棄処理の実績は、18年度をピークに減少傾向にあり、不法投棄物の一部を品目別に見てもそれぞれが減少傾向にあります。



●平成20年度にかかったコスト●

■ 不法投棄防止対策事業全体のコスト	6,774万円
■ 収集廃棄物1トンあたりの処理コスト	37,527円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	19円

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約90万円増加**しています。これは、不法投棄を未然に防止するために警報装置を4か所増設したことによる設置費の増加と、これを用いた機械警備委託費の増加によるものです。

19年度は、業務委託契約の解除による違約金収入として使用料・手数料等に約10万円計上されていますが、不法投棄防止対策事業は、基本的には100%市税等からの支出となります。

20年度の行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して**約100万円増加**しました。

20年度に収集した廃棄物の1トンあたりの処理コストは、処理量が2,179トンから1,805トンへ減少したことに伴い、19年度と比較して**6,845円増加**し、**37,527円**かかっています。一方、住民基本台帳人口の増により、**市民1人あたりの市税等の投入額**は、ほぼ同額の**19円**となりました。

行政コスト計算書 <不法投棄防止対策事業>

(単位：千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	9,169	9,128	41	
	(2) 退職給与引当金繰入等	988	950	38	
	人にかかるコスト 小計	10,157	10,078	79	
2	(1) 物件費	57,580	56,779	801	警報装置設置費の増
	(2) 維持補修費	0	0	0	
	(3) 減価償却費	0	0	0	
	物にかかるコスト 小計	57,580	56,779	801	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	0	0	0	
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	0	0	0	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	67,737	66,857	880	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	0	102	102
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0
3	一般財源(市税等) b	67,737	66,755	982
	市税等の投入割合 b/a	100.0%	99.8%	0.2%
	収集廃棄物処理量(トン) c	1,805	2,179	374
	1トンあたりの行政コスト(円) a/c	37,527	30,682	6,845
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	18.8	18.6	0.2

(6) 図書取次サービス事業（青葉区、旭区、戸塚区）



東急田園都市線青葉台
駅に設置されている
「図書返却ポスト」

横浜市内には、1区に1館、市立図書館が設置されていますが、いくつかの区では、市立図書館の本を借りやすく、また、返しやすくすることで、本をもっと気軽に利用していただけるように、行政サービスコーナーや地区センターなどで図書の取次サービスを行っています。

今回は、青葉区、旭区、戸塚区で行っている図書取次サービス事業を例に、行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■ 図書取次サービス事業（貸出・返却場所）

<青葉区> 貸出・返却場所：各地区センター

（美しが丘西、大場みすずが丘、奈良、藤が丘、若草台）

田奈ステーション（区版市民活動支援センター）

返却場所：東急田園都市線「市が尾駅」「青葉台駅」「たまプラーザ駅」

<旭区> 貸出・返却場所：相鉄線「二俣川駅」行政サービスコーナー

<戸塚区> 貸出・返却場所：JR横須賀線「東戸塚駅」行政サービスコーナー

■ 貸出・返却利用冊数実績

	20年度	19年度	(19-20伸び率)
青葉区	298,967冊	198,898冊	50.3%
旭区	131,120冊	109,034冊	20.3%
戸塚区	202,979冊	167,632冊	21.1%
計	633,066冊	475,564冊	33.1%

※ 青葉区では19年度下半期から各地区センターでの取次サービスを開始しました。

その他の区では、金沢区の京急「金沢文庫駅」にも「返却ポスト」が設置されています。



●平成20年度にかかったコスト●

- 図書取次サービス事業（青葉区、旭区、戸塚区）にかかる全体のコスト 1,916万円
- 利用（貸出・返却）1冊あたりのコスト 30円
- 市民1人あたりの市税等の投入額 5円

20年度の行政コストは、図書取次サービス事業を担当する区職員の人件費も考慮すると、**約1,920万円**かかっています。

図書取次サービスは無料のサービスなので、使用料・手数料収入はなく、国・県からの補助金等もないため、**100%市税等からの支出**となります。

20年度の利用（貸出・返却）1冊あたりの行政コストは、19年度と比べると**11円減少**し、**30円**となっています。その主な理由は、青葉区が19年度下半期より、地区センターでも取次サービスを開始し、利用冊数が大幅に伸びたためです。なお、3区とも、貸出冊数よりも返却冊数の方が多くなっています。

また、**市民1人あたりの市税等の投入額**は、**5円**となっています。

行政コスト計算書 <図書取次サービス事業（青葉区、旭区、戸塚区）>
(単位：千円)

	20年度	19年度	差引	説明	
1	(1) 人件費	2,751	4,309	1,558	取次事業の委託化による減(戸塚区)
	(2) 退職給与引当金繰入等	297	285	12	
	人にかかるコスト 小計	3,048	4,594	1,546	
2	(1) 物件費	15,721	14,548	1,173	取次事業の委託化による増(戸塚区)
	(2) 維持補修費	19	0	19	
	(3) 減価償却費	368	368	0	返却ポスト3台分(青葉区)
	物にかかるコスト 小計	16,108	14,916	1,192	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	0	0	0	
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	0	0	0	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	19,156	19,510	354	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	0	0	0	
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	19,156	19,510	354	
	市税等の投入割合 b/a	100.0%	100.0%	0.0%	
	利用冊数(貸出・返却)(冊) c	633,066	475,564	157,502	
	利用1冊あたりの行政コスト(円) a/c	30	41	11	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	5.3	5.4	0.1	

(7) 訪問理美容サービス事業



横浜市では、高齢者事業の1つとして、平成 12 年度から「訪問理美容サービス」を行っています。これは、おおむね 65 歳以上の要介護4又は5に認定されている方で、理髪店や美容院に出かけることが困難な方などを対象に理美容師が自宅にうかがい、理美容サービスを行う事業です。

【参考データ】

■訪問理美容サービス実績

	20年度	19年度	(20-19増減)
実施件数	5,428件	5,621件	▲193件
登録者数	2,622人	2,869人	▲247人

■利用料 1回 2,000円(カットのみ) 年6回まで

訪問理美容サービスは登録制になっており、20年度の登録者数は2,622人です。区別にみても、登録者が多い上位3区は、鶴見区(290人)、金沢区(259人)、保土ケ谷区(237人)です。ちなみに、1人あたりの平均利用回数は、2.1回/年になります。



●平成20年度にかかったコスト●

■ 訪問理美容サービス事業全体のコスト	1,938万円
■ 実施1件あたりのコスト	3,571円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	5円

■「減価償却費」って?? ■

「物にかかるコスト」に「減価償却費」という項目があります。

これは、建物等の施設の取得費については、その施設を利用することによって効用が得られる期間(耐用年数)にわたって金額を配分し、その配分された金額をその期(年度)の費用と考えます(発生主義)。この手続きを「減価償却」といい、各期に配分された費用を「減価償却費」といいます。

ここでは、取得した価額を耐用年数で割り、毎年一定額を計上する「定額法」を使用しています。

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約230万円減少**しています。これは、事業委託先の横浜市生活衛生協議会へ支払われる委託費が減少したことによるものです。

また、利用者から**2,000円の利用料金**をいただいておりますが、これはサービスを請け負った理美容師に直接支払われるため、市に使用料・手数料等は入ってきません。

さらに、国・県支出金もないので、訪問理美容サービスは**100%市税等からの支出**となります。

上記の結果、**20年度の実施1件あたりのコスト**は、19年度と比較して**290円減少**し、**3,571円**かかっています。

また、**市民1人あたりの市税等の投入額**も若干減少し、**5円**となっています。

行政コスト計算書 <訪問理美容サービス事業>

(単位:千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	4,585	4,564	21	
	(2) 退職給与引当金繰入等	494	475	19	
	人にかかるコスト 小計	5,079	5,039	40	
2	(1) 物件費	14,305	16,662	2,357	横浜市生活衛生協議会に対する委託費の減
	(2) 維持補修費	0	0	0	
	(3) 減価償却費	0	0	0	
	物にかかるコスト 小計	14,305	16,662	2,357	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	0	0	0	
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支的コスト 小計	0	0	0	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	19,384	21,701	2,317	
〔収入項目〕					
1	使用料・手数料等	0	0	0	
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	19,384	21,701	2,317	
	市税等の投入割合 b/a	100.0%	100.0%	0.0%	
	実施件数(件) c	5,428	5,621	193	
	1件あたりの行政コスト(円) a/c	3,571	3,861	290	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	5.4	6.1	0.7	

(8) コミュニティハウスの管理運営



倉田コミュニティハウス

横浜市では、地域における住民の交流や、さまざまな活動の身近な拠点となる施設として、現在市内にコミュニティハウスを108館設置しています。

今回はこのうち、戸塚区の「倉田コミュニティハウス」と、栄区の「飯島コミュニティハウス」の2館を例に、行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■倉田コミュニティハウス

住所：横浜市戸塚区上倉田町 1865-4（JR、市営地下鉄「戸塚駅」から徒歩15分）

指定管理者：社会福祉法人 開く会（平成18年10月15日～平成23年3月31日）

開館日：平成18年10月15日

施設内容：多目的ホール、憩いの間、交流ラウンジ、音楽室

利用時間：月～土 午前9時から午後9時まで

日・祝 午前9時から午後5時まで

■飯島コミュニティハウス

住所：横浜市栄区飯島町 1863-5（バス停「大道」下車徒歩5分）

指定管理者：栄区区民利用施設協会（平成19年5月1日～平成24年3月31日）

開館日：平成19年5月1日

施設内容：集会室、交流ロビー、キッズコーナー

利用時間：月～土 午前9時から午後9時まで

日・祝 午前9時から午後5時まで

■利用者総数

	20年度	19年度	(19-20伸び率)
倉田コミュニティハウス	20,875人	15,867人	31.6%
飯島コミュニティハウス	12,493人	10,369人	20.5%



●平成20年度にかかったコスト●

	倉田	飯島
■ コミュニティハウスの管理運営にかかる全体のコスト	2,010万円	1,627万円
■ 利用者1人あたりのコスト	963円	1,303円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	5円	4円

20年度の行政コストは、倉田コミュニティの方が、飯島コミュニティと比べて約380万円多くかかっています。この主な理由としては、倉田コミュニティの方が、建設時にかかった費用が高く、それに伴い飯島コミュニティに比べて約180万円、**年間の減価償却費が多くかかっているため**です。

倉田コミュニティは、自主事業を積極的に開催していることから、飯島コミュニティと比べて、**自主事業費収入等の使用料・手数料等の額が大きくなっています**。そのため、行政コストから使用料・手数料等を引いた**一般財源（市税等）の投入額は、倉田コミュニティの方が大きいものの、割合は飯島コミュニティの方が大きくなっています**。

倉田コミュニティは利用者数が多いため、**利用者1人あたりの行政コストは、飯島コミュニティと比べて低くなっています**。

一方、**市民1人あたりの市税等の投入額は、倉田コミュニティの方が、飯島コミュニティと比べて高くなっています**。

行政コスト計算書 <倉田コミュニティハウス・飯島コミュニティハウス（20年度）>
（単位：千円）

	倉田	飯島	差引	説明	
1	(1) 人件費	8,610	7,424	1,186	区局職員及び指定管理者職員
	(2) 退職給与引当金繰入等	95	91	4	
	人にかかるコスト 小計	8,705	7,516	1,190	
2	(1) 物件費	3,962	4,313	351	光熱水費、委託費等
	(2) 維持補修費	0	26	26	修繕費
	(3) 減価償却費	3,321	1,551	1,770	
	物にかかるコスト 小計	7,283	5,890	1,393	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	427	428	1	公租公課
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	427	428	1	
4	その他のコスト 小計	3,682	2,440	1,242	自主事業費等
	行政コスト a	20,097	16,274	3,824	

〔収入項目〕					
1	使用料・手数料等	727	297	430	自主事業費、自販機収入等
2	国・県支出金（国・県からの補助金等）	0	0	0	
3	一般財源（市税等） b	19,370	15,977	3,394	
	市税等の投入割合 b/a	96.4%	98.2%	1.8%	
	利用者数（人） c	20,875	12,493	8,382	
	1人あたりの行政コスト（円） a/c	963	1,303	340	
	年度末住民基本台帳人口（人） d	3,605,951	3,605,951	0	
	1人あたりの市税等の投入額（円） b/d	5.4	4.4	1.0	

(9) 地区センターの管理運営



奈良地区センター

横浜市では、地域住民による自主的な活動や、レクリエーション等を通じて交流を深めることのできる場所として、現在市内に地区センターを80館設置しています。

今回はこのうち、青葉区の「大場みすずが丘地区センター」と「奈良地区センター」の2館を例に、行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■大場みすずが丘地区センター

住所：横浜市青葉区みすずが丘 23-2（バス停「みすずが丘」下車徒歩1分）

指定管理者：アクティオ 株式会社（平成18年4月1日～平成23年3月31日）

開館日：平成13年2月18日

施設内容：会議室、工芸室、料理室、音楽室、和室、体育室

利用時間：月～土 午前9時から午後9時まで

日・祝 午前9時から午後5時まで

■奈良地区センター

住所：横浜市青葉区奈良町 1843-11（バス停「奈良地区センター前」下車徒歩1分）

指定管理者：青葉区区民利用施設協会（平成18年4月1日～平成23年3月31日）

開館日：平成12年4月23日

施設内容：会議室、工芸室、料理室、音楽室、和室、体育室

利用時間：月～土 午前9時から午後9時まで

日・祝 午前9時から午後5時まで



■利用者総数

	20年度	19年度	18年度	(18-20伸び率)
大場みすずが丘地区センター	142,391人	131,679人	116,562人	22.2%
奈良地区センター	75,585人	70,654人	70,126人	7.8%

●平成20年度にかかったコスト●

	大場みすずが丘	奈良
■ 地区センターの管理運営にかかる全体のコスト	6,643万円	7,037万円
■ 利用者1人あたりのコスト	467円	931円
■ 市民1人あたりの市税等の投入額	17円	18円

20年度の行政コストは、**奈良地区センターの方が、大場みすずが丘地区センターと比べて約390万円多く**かかっています。この主な理由としては、奈良地区センターの方が、大場みすずが丘地区センターに比べて約360万円、**建設時に発行した地方債の償還利子分が多くかかっているため**です。

大場みすずが丘地区センターは、奈良地区センターと比べて利用者数は多かったものの、施設の利用料金収入等を示す使用料・手数料等は、奈良地区センターの方が大きくなっています。これは、**大場みすずが丘地区センターは、体育室等を無料で利用する個人利用者数が、会議室や体育室等を有料で利用する団体利用者数に比べて圧倒的に多かった一方、奈良地区センターは、個人利用者数に比べて、団体利用者数の方が多かった**ためです。

大場みすずが丘地区センターは利用者数が多く、利用者1人あたりの行政コストとして計算すると、奈良地区センターの2分の1程度の額となります。

一方、**1人あたりの市税等の投入額**は、**両館ともほぼ同額**となっています。

行政コスト計算書 <大場みすずが丘地区センター・奈良地区センター（20年度）>
(単位：千円)

	大場みすずが丘	奈良	差引	説明	
1	(1) 人件費	23,053	21,008	2,045	区局職員及び指定管理者職員
	(2) 退職給与引当金繰入等	54	52	2	
	人にかかるコスト 小計	23,108	21,060	2,047	
2	(1) 物件費	12,143	11,026	1,117	光熱水費、委託費等
	(2) 維持補修費	208	1,036	828	修繕費
	(3) 減価償却費	15,350	16,347	997	
	物にかかるコスト 小計	27,701	28,409	708	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	1,944	974	970	公租公課
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支的コスト 小計	1,944	974	970	
4	その他のコスト 小計	13,677	19,929	6,252	公債費利子分、自主企画事業費等
	行政コスト a	66,430	70,372	3,943	

(収入項目)

1	使用料・手数料等	4,942	5,541	599	利用料金、自販機収入等
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	61,488	64,831	3,344	
	市税等の投入割合 b/a	92.6%	92.1%	0.5%	
	利用者数(人) c	142,391	75,585	66,806	
	1人あたりの行政コスト(円) a/c	467	931	464	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,605,951	0	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	17.1	18.0	0.9	

(10) 磯子スポーツセンターの管理運営



横浜市では、市民の方が気軽に体育・レクリエーションに親しむとともに、各種競技・大会・スポーツ教室・研修等多目的に利用できるスポーツセンターを1区に1館建設し、本市の体育・スポーツ振興の拠点としています。平成18年度からは、全館で直営から指定管理者による管理運営に移行しています。

今回は、「磯子スポーツセンター」を例に、行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■磯子スポーツセンター

住所：横浜市磯子区杉田5-32-25（JR根岸線「新杉田駅」から徒歩4分）

指定管理者：財団法人 横浜市体育協会（平成18年4月1日～平成23年3月31日）

開館日：昭和62年2月15日

施設内用：体育室、トレーニング室、研修室

利用時間：月～金 午前9時から午後11時まで

土・日・祝 午前7時30分から午後9時まで

■利用実績

	20年度	19年度	18年度	(18-20伸び率)
利用者数	264,506人	255,105人	251,181人	5.3%
利用料金収入	23,492千円	21,671千円	21,496千円	9.3%
スポーツ教室延べ参加者数	62,587人	57,500人	52,867人	18.4%
スポーツ教室事業収入	24,346千円	23,023千円	19,749千円	23.3%

指定管理者の創意工夫により、
利用実績は着実に伸びています。



●平成20年度にかかったコスト●

- 磯子スポーツセンターの管理運営にかかる全体のコスト 1億3,815万円
- 利用者1人あたりのコスト 522円
- 市民1人あたりの市税等の投入額 22円

20年度の行政コストは、指定管理者の件費や備品購入費、自主事業による経費の減などにより、19年度と比較して、**約850万円減少し、約1億3,800万円**かかっています。

一方、利用料金やスポーツ教室の事業収入である使用料・手数料等は増加しているため、行政コストから使用料・手数料等を引いた**20年度の一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較してその**金額や割合とも減少**しています。

20年度の1人あたりの行政コストは、19年度と比較して、利用者数が大幅に増加したことにより、**53円減少し、522円**となっています。

また、**市民1人あたりの市税等の投入額**は、19年度と比較して若干減少し、**22円**となっています。

行政コスト計算書 < 磯子スポーツセンターの管理運営 >

(単位：千円)

	20年度	19年度	差引	説明	
1	(1) 人件費	39,067	40,962	1,895	給与単価の減に伴う指定管理者人件費の減
	(2) 退職給与引当金繰入等	59	57	2	
	人にかかるコスト 小計	39,126	41,019	1,893	
2	(1) 物件費	36,377	39,173	2,796	スポーツ器具等の備品購入費の減
	(2) 維持補修費	6,739	8,306	1,567	
	(3) 減価償却費	21,036	21,036	0	
	物にかかるコスト 小計	64,152	68,515	4,363	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	11,920	11,156	764	スポーツ教室講師謝金の増
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	11,920	11,156	764	
4	その他のコスト 小計	22,955	25,942	2,987	自主事業による経費の減
	行政コスト a	138,153	146,632	8,479	

(収入項目)

1	使用料・手数料等	57,966	57,815	151	利用料金、スポーツ教室事業収入等の増
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	80,187	88,817	8,630	
	市税等の投入割合 b/a	58.0%	60.6%	2.6%	

利用者数(人) c	264,506	255,105	9,401	
1人あたりの行政コスト(円) a/c	522	575	53	
年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	22.2	24.8	2.6	

(11) 泉公会堂の管理運営



泉公会堂

横浜市では、市民の方の集会や各種行事に利用していただくための施設として、市内 18 区に各 1 館、計 18 館の公会堂を設置しています。

今回は、平成 20 年度から、市内で初めて直営から指定管理者による管理運営に移行した、泉公会堂を例に行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■ 泉公会堂

住所：横浜市泉区和泉町 4636-2（相鉄線「いずみ中央駅」から徒歩 3 分）

指定管理者：株式会社 総合舞台サービス（平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

開館日：平成 3 年 5 月 11 日

施設内容：講堂（観客席数：600 席）、第 1、2 会議室、和室、リハーサル室

利用時間：午前 9 時から午後 10 時まで

利用料金(例)：【講堂】平日 1 日 29,000 円、土・日・祝日 1 日 34,800 円

【全館】平日 1 日 44,900 円、土・日・祝日 1 日 53,880 円

■ 利用実績

	20年度	19年度	(20-19増減)
利用件数	1,658件	1,636件	22件
利用者数	105,985人	92,349人	13,636人
平均稼働率	65.8%	60.3%	5.5%

市内 18 区の全公会堂の平均稼働率は、19 年度：64.9%、20 年度：64.5%となっています。

泉公会堂の平均稼働率の前年度と比較した伸び率(5.5%)は、都筑公会堂の伸び率(6.0%)に次いで、市内で 2 番目の高い伸びを示しています。



●平成 20 年度にかかったコスト●

■ 泉公会堂の管理運営にかかる全体のコスト	1 億 349 万円
■ 利用者 1 人あたりのコスト	976 円
■ 市民 1 人あたりの市税等の投入額	26 円

20年度の行政コストは、施設の管理運営を指定管理者制度に移行したことに伴い新たに発生した**公租公課の増**などにより、19年度と比較して若干増加し、**約1億350万円**かかっています。

【公租公課とは・・・】

国または地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称。公租は租税、公課は租税以外の負担金を指します。

指定管理者に移行した20年度は、19年度と比べて**施設の利用料金収入である使用料・手数料等が大幅に増えています**。そのため、行政コストから使用料・手数料等を差し引いた20年度の**一般財源(市税等)の投入額**は若干増えているものの、**割合は2.8ポイント減**となりました。

指定管理者に移行した20年度は、19年度と比べて**施設の利用者数も大幅に増えています**。そのため、**利用者1人あたりの行政コストは976円と、19年度と比べて1割程度減少**しています。一方、**20年度の市民1人あたりの市税等の投入額は、19年度とほぼ同額**となっています。

行政コスト計算書 < 泉公会堂の管理運営 >

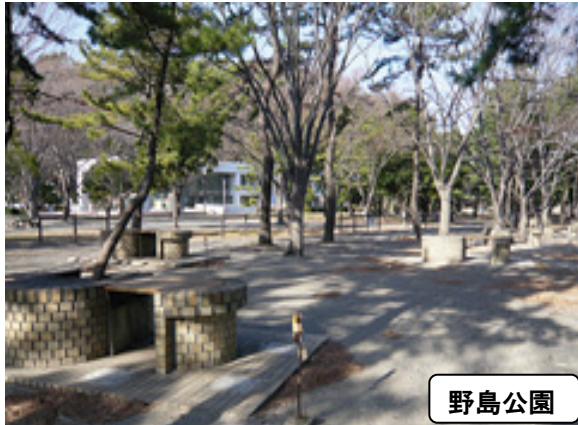
(単位：千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	21,550	548	21,002	指定管理移行に伴う指定管理者職員人件費の増
	(2) 退職給与引当金繰入等	59	57	2	
	人にかかるコスト 小計	21,609	605	21,005	
2	(1) 物件費	20,730	40,154	19,424	指定管理移行に伴う嘱託員及びアルバイト経費の減
	(2) 維持補修費	526	1,000	474	
	(3) 減価償却費	47,456	47,456	0	
	物にかかるコスト 小計	68,712	88,610	19,898	
3	(1) 扶助費	0	0	0	指定管理移行に伴う公租公課の増
	(2) 補助費等	2,173	0	2,173	
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
移転支出的なコスト 小計	2,173	0	2,173		
4	その他のコスト 小計	10,999	10,262	737	
	行政コスト a	103,494	99,477	4,017	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	10,866	7,667	3,199	施設利用料金収入の増
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	92,628	91,810	818	
	市税等の投入割合 b/a	89.5%	92.3%	2.8%	
	利用者数(人) c	105,985	92,349	13,636	
	1人あたりの行政コスト(円) a/c	976	1,077	101	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	25.7	25.6	0.1	

(12) 野島公園の管理運営



野島公園

野島公園は、横浜市金沢区平潟湾入口に浮かぶ小さな島の公園で、野球場、バーベキュー場、キャンプ場などの施設を備えています。

展望台からは横浜の海はもちろん、房総半島や富士山まで360度の景色を楽しむことができます。

また、旧伊藤博文金沢別邸（平成21年10月オープン）、野島貝塚など、歴史を感じることもできるスポットもあります。

【参考データ】

■野島公園

住所：横浜市金沢区野島町24（金沢シーサイドライン「野島公園駅」下車徒歩5分）

指定管理者：財団法人 横浜市緑の協会（平成20年4月1日～平成23年3月31日）

開園日：昭和31年4月1日

主な施設：

○野球場（3月第3土曜日～12月第3日曜日）

利用料金：2時間2,600円

○バーベキュー場（3月～11月利用可能）

利用時間：午前9時～午後5時（但し、5月16日～8月31日は午前9時～午後7時）

休業日：4～8月は無休、3・9・10・11月は月曜日（休日の場合はその翌日）

使用料金：平日1,500円/1炉、土曜日・休日2,000円/1炉

○キャンプ場（3月～11月利用可能）

利用時間：午前9時～翌朝午前9時

休業日：4～8月は無休、3・9・10・11月は月曜日（休日の場合はその翌日）

使用料金：テント1張1,500円

■利用実績

	20年度	19年度	(19-20伸び率)
野球場	444件	415件	7.0%
バーベキュー場	3,555件	3,191件	11.4%
キャンプ場	1,265件	1,234件	2.5%



●平成20年度にかかったコスト●

- 野島公園の管理運営にかかる全体のコスト 7,029万円
- 市民1人あたりの市税等の投入額 17円

20年度の行政コストは、19年度と比較して、**約1,500万円減少**しています。これは、
 指定管理者に移行したことによる人件費等の減少
 施設の修繕費の減少
 などによるものです。

指定管理者に移行した20年度は、19年度と比べて、野島公園内の野球場・バーベキュー場などの**使用料・手数料等が増えています**。そのため、行政コストから使用料・手数料等を差し引いた20年度の**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して**約1,660万円減少**し、投入割合も、**4.0ポイント減**となりました。

上記の結果、一般財源（市税等）の投入額を住民基本台帳人口で割り返した**20年度の市民1人あたりの市税等の投入額**も**5円減少**し、**17円**となっています。

行政コスト計算書 <野島公園の管理運営>




(単位：千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	27,435	45,283	17,848	指定管理移行に伴う減
	(2) 退職給与引当金繰入等	315	3,801	3,486	指定管理移行に伴う減
	人にかかるコスト 小計	27,750	49,084	21,334	
2	(1) 物件費	40,618	31,455	9,163	委託費等の増
	(2) 維持補修費	772	4,428	3,656	修繕費の減
	(3) 減価償却費	290	290	0	
	物にかかるコスト 小計	41,680	36,173	5,507	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	857	0	857	指定管理移行に伴う公租公課の増
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	857	0	857	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	70,287	85,257	14,970	

(収入項目)

1	使用料・手数料等	7,846	6,172	1,674	野球場、バーベキュー場等の収入の増
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	0	0	0	
3	一般財源(市税等) b	62,441	79,085	16,644	
	市税等の投入割合 b/a	88.8%	92.8%	4.0%	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	17.3	22.1	4.8	

(13) 税金の徴収

平成 21 年 4 月 固定資産税 都市計画税 第 1 期分 納期限: 4 月 30 日 (木)	平成 21 年 5 月 軽自動車税 定期分 納期限: 6 月 1 日 (月)	平成 21 年 6 月 個人市民税 (普通徴収) 第 1 期分 納期限: 6 月 30 日 (火)	平成 21 年 7 月 固定資産税 都市計画税 第 2 期分 納期限: 7 月 31 日 (金)
平成 21 年 8 月 個人市民税 (普通徴収) 第 2 期分 納期限: 8 月 31 日 (月)	平成 21 年 9 月 	平成 21 年 10 月 個人市民税 (普通徴収) 第 3 期分 納期限: 11 月 2 日 (月)	平成 21 年 11 月 
平成 21 年 12 月 固定資産税 都市計画税 第 3 期分 納期限: 1 月 4 日 (月)	平成 22 年 1 月 個人市民税 (普通徴収) 第 4 期分 納期限: 2 月 1 日 (月)	平成 22 年 2 月 固定資産税 都市計画税 第 4 期分 納期限: 3 月 1 日 (月)	平成 22 年 3 月 

市税納期カレンダー

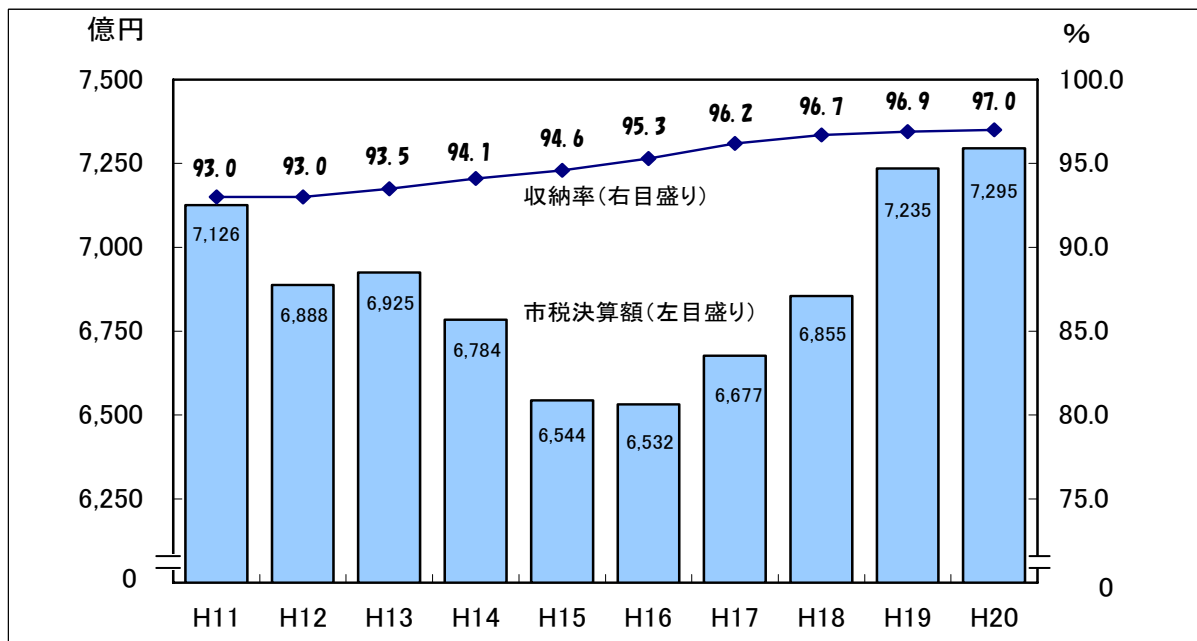
横浜市の税金(市税)には、現在 8 つの税があります。そのうち、税収の割合も大きく、市民になじみの深い税として「市民税」や「固定資産税」があります。

「市民税」は、個人にかかる「個人市民税」と、会社等の法人にかかる「法人市民税」があり、「固定資産税」は、土地や家屋などの資産価値に応じて、資産を持っている人にかかる税です。その他にも、「軽自動車税」や「市たばこ税」のように、市民生活に身近な税が多くあります。

今回は、これらの税金の徴収にかかる行政コスト分析を行います。

【参考データ】

■市税決算額と収納率の推移



●平成 20 年度にかかったコスト●

- 税金の徴収にかかる業務全体のコスト 198 億 7,432 万円
- 市民 1 人あたりの市税等の投入額 3,129 円

20年度の行政コストは、19年度と比較して**約33億9,100万円増加**しています。これは、

21年度から実施される公的年金等からの特別徴収事務の準備に伴う委託費の増

19年度に実施された税源移譲に伴う、所得税と市県民税の年度間調整に係る償還金還付や、景気の悪化に伴う法人市民税の償還金還付の増

などによるものです。

20年度は、県民税徴収取扱費委託金が交付方法の変更に伴って減少したことにより、国・県支出金は19年度と比較して**約20億9,900万円減少**しています。

そのため、**20年度**の行政コストから国・県支出金を引いた**一般財源（市税等）の投入額**は、19年度と比較して**約54億8,900万円増加**し、市税等の投入割合は、**21.7ポイント増**となりました。

上記の結果、**市民1人あたりの市税等の投入額**は19年度と比較して**1,513円増加**し、**3,129円**となっています。

行政コスト計算書 <税金の徴収>

(単位：千円)

	20年度	19年度	差引 (20-19)	説明	
1	(1) 人件費	10,466,936	10,447,993	18,943	
	(2) 退職給与引当金繰入等	1,112,079	1,087,725	24,354	
	人にかかるコスト 小計	11,579,015	11,535,718	43,297	
2	(1) 物件費	1,858,153	1,639,041	219,112	委託費の増等
	(2) 維持補修費	0	0	0	
	(3) 減価償却費	0	0	0	
	物にかかるコスト 小計	1,858,153	1,639,041	219,112	
3	(1) 扶助費	0	0	0	
	(2) 補助費等	6,437,151	3,308,728	3,128,423	償還金の増
	(3) 繰出金	0	0	0	
	(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	0	0	0	
	移転支出的なコスト 小計	6,437,151	3,308,728	3,128,423	
4	その他のコスト 小計	0	0	0	
	行政コスト a	19,874,319	16,483,487	3,390,832	

〔収入項目〕

1	使用料・手数料等	0	0	0	
2	国・県支出金(国・県からの補助金等)	8,592,916	10,691,432	2,098,516	県民税徴収取扱費委託金の減
3	一般財源(市税等) b	11,281,403	5,792,055	5,489,348	
	市税等の投入割合 b/a	56.8%	35.1%	21.7%	
	年度末住民基本台帳人口(人) d	3,605,951	3,585,785	20,166	
	1人あたりの市税等の投入額(円) b/d	3,128.6	1,615.3	1,513.3	